

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第46号

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外の基準等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 条例第7条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 一般基準</u></p> <p><u>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</u></p> <p><u>(2) 個別基準</u></p> <p><u>ア イに掲げる広告物又は掲出物件以外のもの</u></p> <p><u>(ア) 広告表示面積が30平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>(イ) 高さが10メートル以下であること。</u></p> <p><u>イ 広告幕、貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等</u></p> <p><u>広告物又は掲出物件の種別に応じ、次条第1項第2号カからコまでに定める基準（表示の期間に係るものを除く。）に適合すること。</u></p> <p>4 略</p> <p><u>(1) 一般基準</u></p> <p><u>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</u></p> <p><u>(2) 個別基準</u></p> <p><u>ア 条例第7条第3項第1号及び第2号に掲げる広告物又は掲出物件</u></p> <p><u>(ア) 広告表示面積が5平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>(イ) 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をしていること。</u></p> <p><u>(ウ) ネオン管を使用していないこと。</u></p> <p><u>(エ) 照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと。</u></p> <p><u>(オ) 回転灯を使用していないこと。</u></p> <p><u>(カ) (ア)から(オ)までに定めるもののほか、良好な景観又は風致を</u></p>	<p>(適用除外の基準等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第3項の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 広告表示面積が5平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>(2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</u></p>

特に損なわず、かつ、公衆に対し危害を及ぼさないこと。

イ 条例第7条第3項第3号に掲げる広告物又は掲出物件  
次の(ア)又は(イ)に掲げる広告物又は掲出物件であって、当該(ア)  
又は(イ)に定める基準に適合するものであること。

(ア) 野立広告(広告板又は広告塔をいう。以下同じ。)

a 広告表示面積が50平方メートル以下であること。

b 高さが12メートル以下であること。

(イ) 建築物、工作物等を利用する広告物又は掲出物件

a 屋上広告

(a) 広告表示面積が200平方メートル以下であること。

(b) 広告物自体の高さが10メートル以下であり、かつ、当該広  
告物を設置する建築物の高さの3分の2以下であること。

(c) 地上から当該広告物の上端までの高さが51メートル以下で  
あること。

(d) 当該広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を超えて、外  
側に突き出していないこと。

b 壁面広告及び突出し広告

広告表示面積が50平方メートル以下であること。

(3) 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装  
飾をしていること。

(4) ネオン管を使用していないこと。

(5) 照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと。

(6) 回転灯を使用していないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、良好な景観又は風致を特に損なわず、  
かつ、公衆に対し危害を及ぼさないこと。

4・5 略

(許可の基準)

第3条 条例第6条の許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 一般基準

ア 略

イ 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装  
飾をしていること。

(2) 個別基準

5・6 略

(許可の基準)

第3条 略

(1) 略

ア 略

イ 自家用広告物以外の広告物又は掲出物件(以下「一般広告物」とい  
う。)については、広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、  
塗装その他の装飾をしていること。

(2) 略

ア 略

(ア) 市街地区間（知事が条例第6条第1号の規定により指定する区間（以下「指定区間」という。）のうちに、その区間の市街地形成の状況等を勘案して必要があると認めるときに、併せて指定する区間をいう。以下同じ。）以外の指定区間及び市街地区域（知事が条例第6条第2号の規定により指定する地域（以下「指定地域」という。）のうちに、その地域の市街地形成の状況等を勘案して必要があると認めるときに、併せて指定する区域をいう。以下同じ。）以外の指定地域において表示し、又は設置する一般広告物の位置及び規模は、次の表のとおりであること。

略

(イ) 市街地区間及び市街地区域において表示し、又は設置する一般広告物の位置及び規模は、次の表のとおりであること。

略

(ウ) 自家用広告物については、次のとおりであること。

a 広告表示面積（広告塔にあつては、広告表示部分の立面の最大断面積）が50平方メートル以下であること。

b 高さが15メートル以下であること。

イ 略

(ア) 略

a 広告表示面積が400平方メートル以下であること。

b 地上から当該広告物の上端までの高さが51メートル以下であり、かつ、広告物自体の高さが当該広告物を設置する建築物の高さの3分の2以下であること。

c 略

(イ) 略

a 広告表示面積が表示する面の面積の2分の1以下であること。

b 一般広告物については、屋根面、壁面、塀その他の工作物の1面につき、直接塗装する場合は1件、広告板の場合は貼り紙及び貼り札等と合わせて2件以内であること。

(ウ) 略

ウ～カ 略

キ 貼り紙

(ア)・(イ) 略

ア 野立広告

(ア) 市街地区間（知事が条例第6条第1号の規定により指定する区間（以下「指定区間」という。）のうちに、その区間の市街地形成の状況等を勘案して必要があると認めるときに、併せて指定する区間をいう。以下同じ。）以外の指定区間及び市街地区域（知事が条例第6条第2号の規定により指定する地域（以下「指定地域」という。）のうちに、その地域の市街地形成の状況等を勘案して必要があると認めるときに、併せて指定する区域をいう。以下同じ。）以外の指定地域において表示し、又は設置するものの位置及び規模は、次の表のとおりであること。

略

(イ) 市街地区間及び市街地区域において表示し、又は設置するものの位置及び規模は、次の表のとおりであること。

略

イ 建築物、工作物等を利用する広告物又は掲出物件

(ア) 屋上広告

a 地上から当該広告物の上端までの高さが51メートル以下であり、かつ、広告物自体の高さが当該広告物を設置する建築物の高さと同等以下であること。

b 略

(イ) 壁面広告

屋根面、壁面、塀その他の工作物の1面につき、直接塗装する場合は1件、広告板の場合ははり紙及びはり札等と合わせて2件以内であること。

(ウ) 略

ウ～カ 略

キ はり紙

(ア)・(イ) 略

(ウ) 屋根面、壁面、塀その他の工作物に表示する場合は、広告板及び貼り札等と合わせて1面につき2件以内であること。

(エ) 略

ク 貼り札等

(ア) 略

(イ) 屋根面、壁面、塀その他の工作物に表示する場合は、広告板及び貼り紙と合わせて1面につき2件以内であること。

(ウ) 略

ケ・コ 略

(3) 略

ア 一般広告物のうち前号イに掲げるもの以外のものについては、次に定める基準に適合すること。

(ア) ネオン管を使用していないこと。

(イ) 照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと。

(ウ) 回転灯を使用していないこと。

イ 高速自動車国道等で知事が別に定める道路の路肩からの距離が100メートル以内の区域において表示し、又は設置する広告物及び掲出物件（アに規定する一般広告物を除く。）については、ア(ア)から(ウ)までに定める基準に適合すること。ただし、当該広告物又は掲出物件の上端が当該広告物又は掲出物件に最も近い当該道路より低い位置にある場合は、この限りでない。

2 条例第7条第3項第1号又は第2号に該当する野立広告であって、広告表示面積が5平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートル以下のものについては、前項第2号ア(ア)及び(イ)の規定（位置に係るものに限る。）は適用しない。

3 略

(許可証等)

第8条 所長は、条例第6条、第7条第3項、第11条第1項及び第12条第1項の許可をしたときは、許可証及び条例第16条に規定する許可証票（第7号様式）を交付するものとする。ただし、当該許可の対象が広告物であって、その種別が貼り紙又は貼り札である場合は、許可証票の交付に代え、条例第16条ただし書に規定する許可証印（第8号様式）を当該広告物に押印するものとする。

(ウ) 屋根面、壁面、塀その他の工作物に表示する場合は、広告板及びはり札等と合わせて1面につき2件以内であること。

(エ) 略

ク はり札等

(ア) 略

(イ) 屋根面、壁面、塀その他の工作物に表示する場合は、広告板及びはり紙と合わせて1面につき2件以内であること。

(ウ) 略

ケ・コ 略

(3) その他の基準

広告物又は掲出物件のうち前号イに掲げるもの以外のものについては、次に定める基準に適合すること。

ア ネオン管を使用していないこと。

イ 照明装置がある場合は、照明が点滅しないこと。

ウ 回転灯を使用していないこと。

2 条例第7条第3項各号のいずれかに該当する野立広告であって、広告表示面積が5平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートル以下のものについては、前項第2号アの規定は適用しない。

3 略

(許可証等)

第8条 所長は、条例第6条、第7条第3項、第11条第1項及び第12条第1項の許可をしたときは、許可証及び条例第16条に規定する許可証票（第7号様式）を交付するものとする。ただし、当該許可の対象が広告物であって、その種別がはり紙又ははり札である場合は、許可証票の交付に代え、条例第16条ただし書に規定する許可証印（第8号様式）を当該広告物に押印するものとする。

(許可証票の貼付け)

第9条 条例第16条の規定による許可証票の貼付けは、その対象の広告物又は掲出物件の一部であって、当該許可証票を容易に確認できる位置にしておかなければならない。

第1号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

香川県屋外広告物条例第6条第7条第3項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

- 注 1~3 略
- 4 壁面広告、貼り紙又は貼り札等の場合、現に表示されている広告物の種類及び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。
- 5 略

(裏面)

略

(許可証票のはり付け)

第9条 条例第16条の規定による許可証票のはり付けは、その対象の広告物又は掲出物件の一部であって、当該許可証票を容易に確認できる位置にしておかなければならない。

第1号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

香川県屋外広告物条例第6条第7条第3項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

- 注 1~3 略
- 4 壁面広告、はり紙又ははり札等の場合、現に表示されている広告物の種類及び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。
- 5 略

(裏面)

略

第2号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

香川県屋外広告物条例第6条  
第7条第3項の許可の更新を受けたいので、同条例第11条第1  
項の規定により、次のとおり申請します。

略

- 注 1～3 略  
4 壁面広告、貼り紙又は貼り札等の場合は、現に表示されている広告物の種類及  
び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。  
5 略

(裏面)

略

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

屋外広告物変更等許可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

香川県屋外広告物条例第12条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

- 注 1 略  
2 壁面広告、貼り紙又は貼り札等の場合は、現に表示されている広告物の種類及  
び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。  
3 略

(裏面)

略

第2号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

香川県屋外広告物条例第6条  
第7条第3項の許可の更新を受けたいので、同条例第11条第1  
項の規定により、次のとおり申請します。

略

- 注 1～3 略  
4 壁面広告、はり紙又ははり札等の場合は、現に表示されている広告物の種類及  
び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。  
5 略

(裏面)

略

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

屋外広告物変更等許可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

香川県屋外広告物条例第12条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

- 注 1 略  
2 壁面広告、はり紙又ははり札等の場合は、現に表示されている広告物の種類及  
び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。  
3 略

(裏面)

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香川県屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日以後にされる香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号。以下「条例」という。）第6条、第11条第1項又は第12条第1項の許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に条例第6条、第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、当該許可の期間に限り、当該広告物又は掲出物件の形状又は大きさを変更する場合を除き、なお従前の例による。
- 4 前項に規定する広告物又は掲出物件のうち、新規則第3条第3項において準用する同条第1項の基準に適合しないもので、その改造、移転又は除却をすることが容易でないものに係る条例第11条第1項又は第12条第1項の許可の基準については、前項の許可の期間を経過した後においても、当該広告物又は掲出物件の形状又は大きさを変更する場合を除き、なお従前の例による。